



JASDAQ

平成 26 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 ホリイフードサービス株式会社

代表者名 代表取締役社長 飯田 益弘

(コード番号 3077)

問合せ先 取締役経営管理本部長 根本 輝昌

電 話 (029) 233-5825

(訂正・数値データ訂正)

平成26年3月期決算短信〔日本基準〕(非連結)の一部訂正について

平成26年5月15日に発表いたしました「平成26年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、数値データにも訂正がありましたので訂正後の数値データも送信いたします。

記

【訂正箇所】

サマリー情報

2. 配当の状況

(訂正前)

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向	純資産 配当率
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
25年3期	— —	0 00	— —	13 00	13 00	36	12.2	1.2
26年3期	— —	0 00	— —	7 00	7 00	36	32.8	1.3
27年3期(予想)	— —	0 00	— —	7 00	7 00		15.6	

(訂正後)

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向	純資産 配当率
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
25年3期	— —	0 00	— —	13 00	13 00	36	12.2	1.2
26年3期	— —	0 00	— —	7 00	7 00	39	32.8	1.3
27年3期(予想)	— —	0 00	— —	7 00	7 00		15.6	

(損益計算書関係)

※5. 店舗閉鎖損失引当金繰入額

(訂正前)

場所	用途	種類	店舗閉鎖損失 引当金繰入額 (千円)	閉鎖日 または 閉鎖予定日
忍家高崎店 (群馬県高崎市)	店舗	閉鎖後家賃	1,373	平成25年4月30日
忍家新小岩店 (東京都葛飾区)	店舗	閉鎖後家賃	2,777	平成26年5月31日
忍家西葛西店 (東京都江戸川区)	店舗	閉鎖後家賃	550	平成25年12月31日
味斗つくば梅園店 (茨城県つくば市)	店舗	閉鎖後家賃	1,273	平成26年1月31日
合計			5,973	

(訂正後)

場所	用途	種類	店舗閉鎖損失 引当金繰入額 (千円)	閉鎖日 または 閉鎖予定日
忍家高崎店 (群馬県高崎市)	店舗	閉鎖後家賃	1,373	平成26年4月30日
忍家新小岩店 (東京都葛飾区)	店舗	閉鎖後家賃	2,777	平成26年5月31日
忍家西葛西店 (東京都江戸川区)	店舗	閉鎖後家賃	550	平成25年12月31日
味斗つくば梅園店 (茨城県つくば市)	店舗	閉鎖後家賃	1,273	平成26年1月31日
合計			5,973	

(税効果会計関係)

(訂正前)

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度より復興法人特別税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.8%から35.4%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、6,547千円減少し、法人税等調整額は6,547千円減少しております。

(訂正後)

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度より復興法人特別税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.8%から35.4%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、6,547千円減少し、法人税等調整額は6,547千円増加しております。

以 上